

資料 7 (共通)	平成 27 年 3 月 19 日 (木)
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県保健福祉局高齢障害部障害企画課	

26 千保障第 2421 号の 2
平成 27 年 2 月 25 日

指定特定相談支援事業所
指定障害児相談支援事業者所
管理者 様

千葉県保健福祉局
高齢障害部障害企画課長

障害福祉サービス等における支給決定等有効期間終期の取扱いについて
(通知)

標記の件につきまして、支給決定時期の平準化及び利用者の手続きに係る負担軽減等の観点から、この度、別紙のとおり有効期間終期の取扱いを整理しましたので通知します。

なお、本通知の対象となるサービスは、障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援給付となりますので、ご留意願います。

(担当)

千葉県保健福祉局高齢障害部
障害企画課 施設支援班・地域支援班
電話：043-245-5174 又は 5228
FAX：043-245-5630
mail：shogaikikaku.HWS@city.chiba.lg.jp

別紙 1

1 基本的な考え方

	障害者	障害児
基本事項	<p>障害支援区分認定（以下「区分認定」という。）の終期月を基準とし、必要に応じて各サービスの有効期間短縮を行った上で、これに終期を合せるものとする。</p> <p>区分認定を受けていない場合、誕生日の前日の属する月を基準とし、必要に応じて各サービスの有効期間短縮を行った上で、これに終期を合せるものとする。</p>	<p>誕生日の前日の属する月を基準とし、必要に応じて各サービスの有効期間短縮を行った上で、これに終期を合せるものとする。</p>
留意点	<p>① サービスの追加に併せて区分認定を行う場合、既に支給決定を受けているサービスについては、次の更新時に終期を合せる。</p> <p>② 以下のサービスは、本件取扱いの対象としない。</p> <p>ア 標準利用期間のあるサービス（自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援（養成施設を含む。））</p> <p>イ 就労継続支援B型（支給決定にあたりアセスメントが必要な者、いわゆる「経過措置対象者」のみ）</p>	<p>① いわゆる未就学児（児童福祉法に定める乳児又は幼児）については、本件取扱いの対象としない。</p> <p>② 兄弟など同一世帯の児童に支給決定を行う場合は、利用開始の順序に関わらず、年長児童の誕生日の前日の属する月を基準とし、これに年少児童の終期を合わせる。</p> <p>※ 年長児童が18歳に到達した場合やサービスを辞退した場合、年少児童の終期は、次の更新時に本人の誕生日の前日の属する月に合わせる。</p> <p>③ 上記に関わらず、多子軽減の対象児童については、3月を終期の基準とし、これに世帯の障害児全員の終期を合わせる。</p>

※ 特別に終期を設定する必要があるものについては対象外とする。

(例)

- ・有効期間が厚生労働省令で定める最長期間でない者
- ・学齢期到達予定者
- ・年齢到達（18歳、40歳（特定疾病対象者）、65歳）予定者

2 有効期間短縮に伴う対応

有効期間短縮の結果、有効期間が3か月以内になる場合には、次回の支給申請についても併せて受理することができる。

3 適用日

平成27年4月1日以降を有効期間始期とする支給決定から適用する。

4 具体例

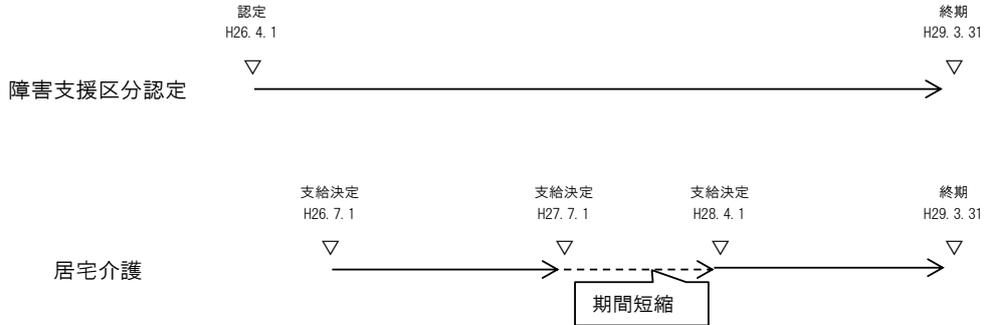
別紙2のとおり

別紙 2

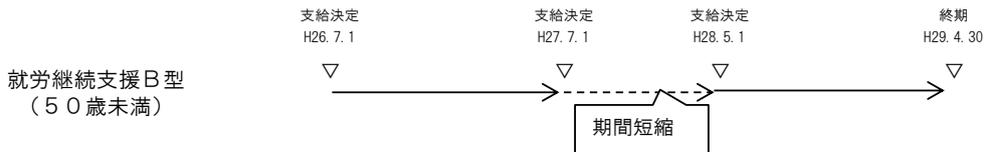
障害福祉サービス等における支給決定等有効期間終期の取扱いについて

【障害者】

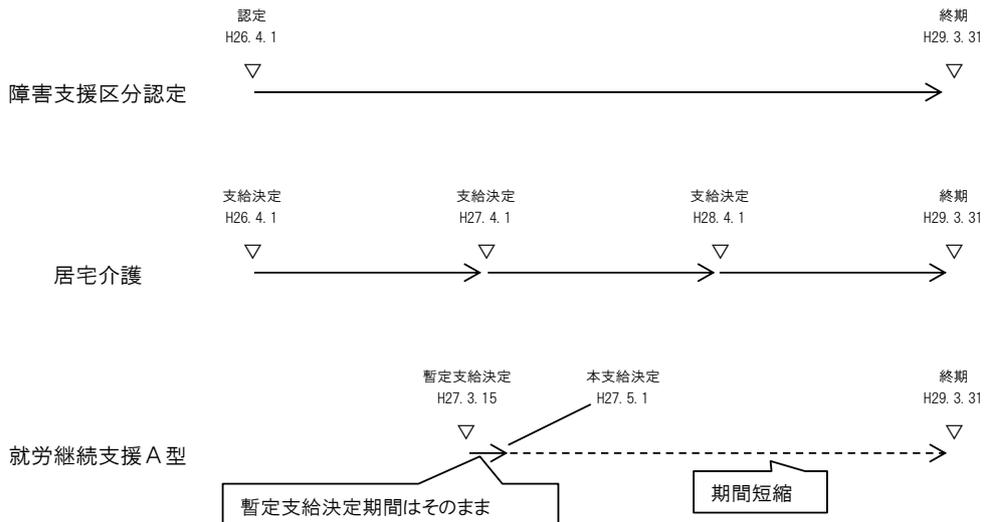
1 障害支援区分の終期月と支給決定の終期月がズれている場合



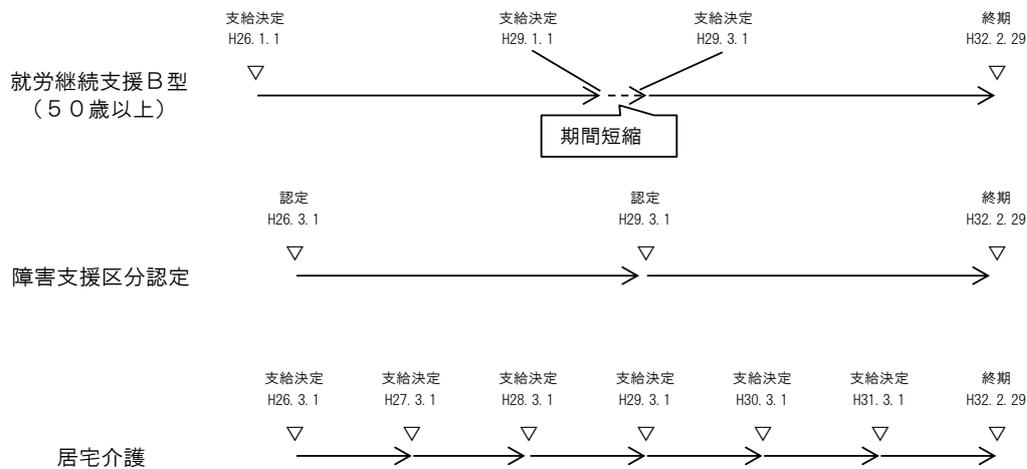
2 区分未認定、誕生日の前日の属する月（4月）と支給決定の終期月がズれている場合



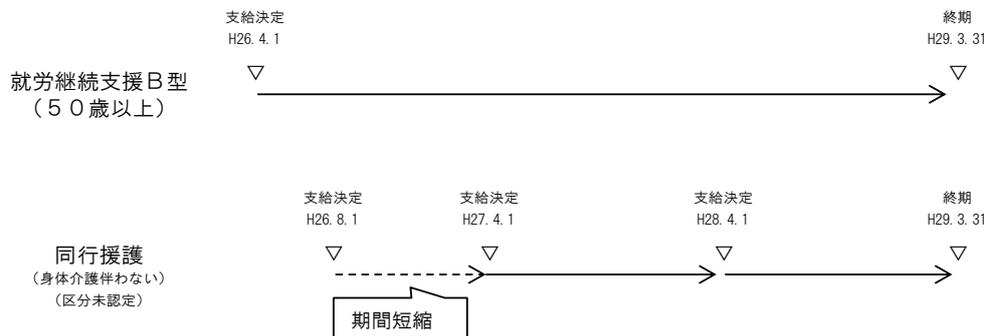
3 居宅介護に就労継続支援A型を追加



4 就労継続支援B型（50歳以上）に居宅介護を追加

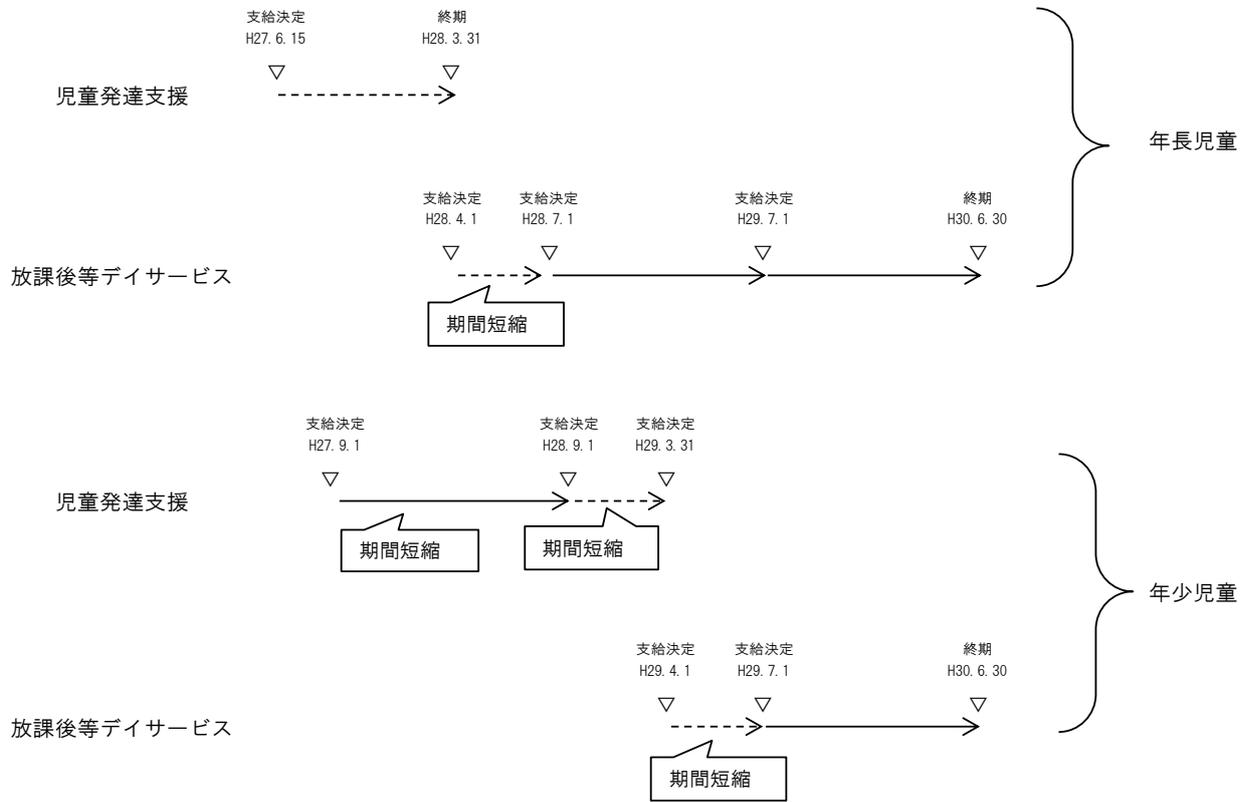


5 就労継続支援B型（50歳以上）に同行援護（身体介護を伴わない・区分未認定）を追加（誕生日の前日の属する月3月）



【障害児】

- 1 児童発達支援（年長児童・6月2日生・H28年度学齢期到達）に、児童発達支援（年少児童・9月10日生・H29年度学齢期到達）を追加



- 2 短期入所（就学児・6月2日生（第1子））に児童発達支援（多子軽減対象第2子（第3子））を追加（第2子は未就学児、認定こども園利用）

